

平成二十一年第五回垂井町議会定例会第一日

平成二十一年六月九日（火曜日）

一 出席議員及び欠席議員

出席議員

一	番	藤	理	君
二	番	吉	野	誠
三	番	木	村	千
四	番	栗	田	利
五	番	奥	村	耕
六	番	奥	村	耕
七	番	末	政	京
八	番	岩	崎	秋
九	番	丹	羽	豊
十	番	丹	羽	豊
十一	番	小	林	敏
十二	番	広	瀬	康
十三	番	衣	斐	弘
欠席議員	なし			

二 地方自治法第二百一十一条の規定により説明のため出席した者

町	長	中	川	満	也	君
副	町	西	哲	也	君	
総	務	若	山	隆	史	君
課	長	桐	山	浩	治	君
企	画					
調	整					
課	長					

三 職務のため出席した事務局職員

税	務	課	長	江	崎	徳	夫	君
健	康	福	祉	課	長	小	川	孝
住	民	課	長	永	澤	幸	男	君
建	設	課	長	高	木	栄	太	郎
産	業	課	長	三	浦	高	雄	君
下	水	道	課	長	小	林	徹	雄
会	計	管	理	者	兼	小	藪	鉄
会	計	課	長	小	藪	鉄	男	君
消	防	主	任	山	田	敏	郎	君
水	道	課	長	古	山	則	雄	君
教	育	課	長	渡	辺	眞	悟	君
学	校	教	育	課	長	興	慈	善
生	涯	学	習	課	長	乾	豊	君
事	務	局	長	高	木	一	幸	
書	記			久	保	田	陽	一
書	記			三	木	弘	子	

四 議事日程

平成二十一年第五回垂井町議会定例会第一日議事日程

開議 平成二十一年六月九日（火）

午前九時

- 日程第一 諸般の報告
- 日程第二 報告第二号 垂井町一般会計繰越明許費の報告について

て

報告第三号 垂井町土地開発公社事業計画書及び収支決算書の提出について

日程第三 議第四十一号 垂井町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について

議第四十二号 垂井町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

議第四十三号 垂井町職員の給与に関する条例の一部改正について

議第四十四号 垂井町下水道条例の一部改正について

議第四十六号 平成二十一年度垂井町一般会計補正予算（第二号）

議第四十七号 平成二十一年度垂井町国民健康保険特別会計補正予算（第一号）

議第四十八号 平成二十一年度垂井町後期高齢者医療特別会計補正予算（第一号）

日程第四 議第四十五号 平成二十年度垂井町水道事業会計決算認定について

五 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

六 会議の次第

議長（衣斐弘修君） これより平成二十一年第五回垂井町議定会
例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。（午前九時二分）

お諮りいたします。

今定例会の会期は、本日から十八日までの十日間といたしたい
が、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、会期は十日間と決定しました。
なお、会期中の会議予定は、お手元に通知いたしました案のと
おりでありますので、御了承願います。

本日の会議録署名議員には、会議規則第九十九条の規定により、
九番岩崎秋夫君、十番丹羽豊次君を指名いたします。

本日の議事日程は、あらかじめ印刷してお手元に配付いたして
ありますので、これより議事日程に入ります。

日程第一 諸般の報告

議長（衣斐弘修君） 日程第一、諸般の報告を行います。

閉会中に監査結果の報告がありました。印刷してお手元に配付
いたしてありますので、これをもって報告にかえ、諸般の報告を
終わります。

日程第二 報告第二号 垂井町一般会計繰越明許費の報告につい
て

報告第三号 垂井町土地開発公社事業計画書及び収支

決算書の提出について

議長（衣斐弘修君） 日程第二、報告第二号垂井町一般会計繰越

明許費の報告について及び報告第三号垂井町土地開発公社事業計画書及び収支決算書の提出についてを一括上程いたします。

朗読を省略し、報告についての説明を求めます。町長中川満也君。

〔町長中川満也君登壇〕

町長（中川満也君） それでは、報告第二号及び報告第三号について一括して御説明申し上げます。

報告第二号垂井町一般会計繰越明許費の報告につきましては、定額給付金給付事業ほか五件の繰越明許費に係る歳出予算の経費を翌年度に繰り越しましたので、地方自治法施行令第百四十六条第二項の規定により報告するものであります。

報告第三号垂井町土地開発公社事業計画書及び収支決算書の提出につきましては、地方自治法第二百四十三条の三第二項の規定により、垂井町土地開発公社の平成二十一年度事業計画等経営状況を説明する書類を提出するものであります。

細部につきましては、それぞれ担当課長に補足説明をいただきますので、よろしくお願いを申し上げます。

議長（衣斐弘修君） 企画調整課長桐山浩治君。

〔企画調整課長桐山浩治君登壇〕

企画調整課長（桐山浩治君） ただいま上程されました報告第二号垂井町一般会計繰越明許費の中で、企画調整課が所管しております款二総務費、項一総務管理費、事業名、定額給付金給付事業費につきまして補足説明をさせていただきます。

この事業は、住民への生活支援を行うとともに、地域の経済対策に資するため国の第二次補正予算に盛り込まれたもので、去る

三月定例町議会において補正予算でお願いした事業でございます。給付金の給付申請受け付け期間が受け付け開始日から六カ月ということ等から、年度内に事業を終えることができないため、繰越明許をさせていただきます。

それでは、繰越計算書に基づいて説明させていただきます。

款二総務費、項一総務管理費、事業名、定額給付金給付事業費、総事業費四億六千四百五十万円のうち翌年度繰越額四億六千二百八十六万五千七百六円で、財源内訳としまして、既収入特定財源四億五千九百七十六千円、未収入特定財源三百七十八万九千七百六円、これらはすべて国庫補助金であります。

以上、補足説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。議長（衣斐弘修君） 健康福祉課長小川孝夫君。

〔健康福祉課長小川孝夫君登壇〕

健康福祉課長（小川孝夫君） 報告第二号垂井町一般会計繰越明許費の報告の中で、健康福祉課の所管に係ります子育て応援特別手当費につきまして補足説明を申し上げます。

去る三月定例会最終日におきまして、子育て応援特別手当の補正予算とともに繰り越しをさせていただきますものでございます。繰越計算書に基づき説明をさせていただきます。

款三民生費、項二児童福祉費、事業名、子育て応援特別手当費、金額は一千八百七十八千円でございます。二十年度にチラシ、ポスター等の印刷製本費として七十八千円支払っておりますので、翌年度に繰り越ししました額は一千八百万円でございます。財源につきましては、既に収入済みとなっておりますが、全額、一千八百万円国庫補助金でございます。

事業内容につきましては、国の平成二十年度第二次補正予算により四月十三日から受け付けております子育て応援特別手当の手当交付金と事務取扱交付金であります。内訳としましては、手当交付金が一千六百九十二万円、事務取扱交付金が百八万円でございます。申請受け付け期間は十月十三日までとなっておりますが、現在のところ、該当件数四百二十二件中四百三件、九五・五%の方が申請済みであります。

以上、補足説明とさせていただきます。

議長（衣斐弘修君） 産業課長三浦高雄君。

〔産業課長三浦高雄君登壇〕

産業課長（三浦高雄君） ただいま上程されております報告第二号垂井町一般会計繰越明許費の報告の中の産業課所管の事業につきまして補足説明をさせていただきます。

款六農林水産業費、項二林業費、事業名、森林居住環境整備事業、内容といたしましては林道明神線の開設でございます。幅員四メートル、延長二百七十三・三メートル。財源内訳といたしましては繰越計算書のとおり、事業費総額四千八百四十六万二千元、補助率七〇%で、県補助金は三千三百七万五千元、残り一千五百三十八万七千元につきましては一般財源で、年度内の事業完了が見込めなくなつたため、繰越明許の手續をさせていただいたものでございます。

次に、款十一災害復旧費、項一農林水産施設災害復旧費、事業名、林道災害復旧事業でございます。当該事業は、昨年九月二日から三日にかけての集中豪雨により生じた各林道施設の災害復旧に係るものでございます。本年三月十八日に単年局地激甚災の指

定を受け、奥地 西谷でございますが につきましては

補助率九九・五%、その他につきましては九六・八%となり、計算書のとおり総事業費一億七百六十九万九千円。県補助金一億三百三十九万九千円、残り四百三十万九千円につきましては一般財源で賄うものでございます。工事箇所といたしましては、大滝地内の東谷林道六カ所、延べ延長九百九十七メートル。同じく大滝地内の中谷林道三カ所、延べ延長六十六メートル。同じく大滝地内の西谷林道一カ所、延長二十三メートル。同じく西谷林道二カ所、延長二十七メートル。そのほか岩手地内の岩井谷林道、延長十六メートル、宮代地内の杉谷林道、延長十メートル。これらはいずれも平成二十年度内に完了が見込めなかつたことから、繰越明許の手續をさせていただいたものでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。

議長（衣斐弘修君） 建設課長高木栄太郎君。

〔建設課長高木栄太郎君登壇〕

建設課長（高木栄太郎君） 報告第二号の垂井町一般会計繰越明許費の報告の中で、建設課に係ります繰越明許計算書につきまして御説明申し上げます。

款八土木費、項二道路橋りょう費、事業名、垂井栗原線御所野交差点改良事業に係ります経費の一部、三千六十一万五千元を平成二十一年度へ繰り越しさせていただいたものでございます。

簡単に経費の内容を御説明申し上げますと、地方道路整備臨時交付金事業、御所野交差点改良に係ります物件移転補償費三件と建物敷地の所有権移転三件の完了が、平成二十年度末までに完了の見込みが立たなかつたために翌年度へ繰越明許をお願いしたも

のでございます。これらの契約は、平成二十年十月から十二月にかけてまして所有者と町が締結いたしまして、それぞれの完了見込み日は平成二十二年二月末を予定いたしております。

繰越計算書の中で財源でございますが、千六百六十七万円、これは五五％に相当する国庫補助金でございます。一般財源は千四百万八千円でございます。

次に、項四都市計画費、事業名は交通施設バリアフリー化事業に係ります経費の全料九千万円を平成二十一年度へ繰り越しさせていただきました。これにつきましては、国における経済対策、平成二十年度二次補正によりまして、本年一月末に地域活性化・生活対策臨時交付金制度による内示を受けました。これの全料を交通施設バリアフリー化事業に充当させていただいたものでございます。事業内容につきましては、垂井駅自由通路南口にエレベーターを一基設置するものでございます。これに係る実施設計と工事費に充てさせていただいております。実施設計の完了予定日は六月十日で、エレベーター設置工事の完了は平成二十二年二月末を予定いたしております。

以上、繰越明許費につきましての説明とさせていただきます。次に、報告第三号垂井町土地開発公社事業計画書及び収支決算書の御説明をさせていただきます。

まず、平成二十一年度事業計画書及び予算でございますが、お手元の資料のページでございます。お開きをいただきたいと思っております。

平成二十一年度の事業計画でございますが、公有地取得事業及び公有地の処分、ともに計画はございません。

次に二ページの予算でございますが、第二条の収益的収入及び支出につきましては、収入の部では、第二款事業外収益として受取利息等で三万四千円を計上いたしております。

また、支出におきましては、当公社の事業がないことから、第一款事業原価といたしましてはゼロ円でございます。

第二款販売費及び一般管理費でございますが、これは理事会などの必要経費でございます。七万六千円を計上いたしております。

収益的収入及び支出差引額といたしましては四万二千円のマイナスでございます。

次に資本的収入及び支出でございますが、予定額といたしましては計上されておられません。

三ページでは、平成二十一年度の開発公社の運営する資金計画を記載されております。第二条の受入資金、支払資金、それぞれ予定額を計上させていただきます。よろしくお願いいたします。

引き続き、平成二十年度の事業報告と決算報告について御説明申し上げます。

資料の中ほどのページでございます。一番の概況の理事会の開催状況でございますが、平成二十年五月七日と平成二十年九月三日、それと本年三月二十三日と、合計三回、理事会を開催させていただきます。審議内容につきましては記載のとおりでございます。

(二)の行政庁認可に関する事項はございません。以降、二の業務及び三の会計の事項につきましては、平成二十

年度の事業がなかったことから、記述はございません。

次に二ページでございますが、平成二十年度の決算報告について御説明申し上げます。

一番の収益的収入及び支出の(一)収入、第二款事業外収益でございますが、基本財産などの利息と配当金などで、予算一万七千円のところを三万四千四十九円と決算させていただきました。

(二)の支出でございますが、第二款の販売費及び一般管理費でございますが、これは開発公社運営によります理事会などの必要経費でございます。予算十万五千円のところを、決算額といたしましては同額の十万五千円を決算といたしました。

次に二番の資本的収入及び支出でございますが、これは事業がございませんので、予算、決算ともにゼロ円といたしましたところでございます。

三ページでございますが損益計算書、四ページに貸借対照表、五ページに財産目録と、以降、附属明細表、監査意見をつけさせていただきますました。よろしくお願いいたします。

以上、垂井町土地開発公社平成二十一年度事業計画書及び平成二十年度の収支決算書の御説明を申し上げます。よろしく願い申し上げます。

議長(衣斐弘修君) これより質疑に入ります。

〔挙手する者あり〕

八番末政京子君。

〔末政京子君登壇〕

八番(末政京子君) ただいま報告いただいたわけですが、何でも、定額給付金に関する給付事業費に関してですが、現在の把握して

おられる収支報告というか、要するに執行状況ですか、それをちょっとお尋ねいたしたいと思えます。よろしく願います。

議長(衣斐弘修君) 企画調整課長桐山浩治君。

〔企画調整課長桐山浩治君登壇〕

企画調整課長(桐山浩治君) 八番議員の定額給付金の現在の給付状況についての御質問にお答えしたいと思います。

定額給付金につきましては、四月十日に申請書を発送し、四月十三日から申請受け付けを行っておりるところでございます。最初の振り込みにつきましては四月二十四日に振り込み、順次、振り込みを開始いたしました。今週の金曜日、六月十二日に約一千万円の振り込みを予定しております。これらをすべて累計いたしますと、六月十二日現在、件数にいたしまして九千五百件余り、金額にいたしまして四億一千六百万円ほどを振り込むこととなります。対予算に対しまして約九三%の振り込み完了となっておりますので、よろしく願います。

議長(衣斐弘修君) ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

六番奥村耕作君。

〔奥村耕作君登壇〕

六番(奥村耕作君) 繰越明許費ですが、総額七億五千八百万円強あるんですが、まずこれの現金の管理の状況をお聞きしたいと思います。

それと、このお金に対して運用されているかどうか。もし運用されているんですしたら、これによって生まれる果実についてはどういうふうな処理されるか、その辺をお聞きます。

議長（衣斐弘修君） 会計管理者小藪鉄男君。

〔会計管理者兼会計課長小藪鉄男君登壇〕

会計管理者兼会計課長（小藪鉄男君） 六番議員の御質問にお答えをしたいと思います。

繰越明許費に係ります現金の管理についてでございますけれども、繰越額は七億五千七百万円ほどございますけれども、左の財源内訳の中にございますように、既収入特定財源は四億七千七百万円余りでございます。これにつきましては、二十一年度の予算の中ではまだ、決算確定して歳入歳出差引残高の繰越金の中にございますもんで、それを例えば何かの形にしてということはございません。当然これは、既に、先ほど定額給付金について申し上げれば四億余りの支出がされるということで、現金としてはこのうちの大半がなくなってきたおるということで御理解をいただきたいと思っております。

〔挙手する者あり〕

議長（衣斐弘修君） 六番奥村耕作君。

〔奥村耕作君登壇〕

六番（奥村耕作君） そういことですか。繰越明許であっても、例えば国からの補助金とか県からの補助金とかいうのは入っていないということですか。入っていないというのが今のお答えだったと思うんですが、いただいて入っているのは既収入の四億五千九百万円と一千八百万円の四億七千七百万円、それ以外は入っていないというふうな答弁だったんですかね。

議長（衣斐弘修君） 会計管理者小藪鉄男君。

〔会計管理者兼会計課長小藪鉄男君登壇〕

会計管理者兼会計課長（小藪鉄男君） 六番議員の再度のお尋ねにお答えをしたいと思います。

言葉足らずで申しわけございませんでした。定額給付金に関して申し上げます、一番上の欄にございますけれども、翌年度繰越額は四億六千二百八十六万五千七百六円ですね。その右のところをごらんいただきますと、既収入特定財源で四億五千九百七十六千円入っております。これは国からの支出金でありますけれども、これは全額、この部分は受け入れをいたしております。その右のところには未収入特定財源、国庫補助金でまだ三百七十九万ほど入ってきていないと。二十年度で入ったのが今申し上げた四億五千九百万円ほどが入っておりますが、このうちの大半が既に、先ほど企画調整課長が御説明申し上げましたように支出がされておるといことでございます。私、まだ受け入れておりませんと言いましたのは、予算上は二十一年度の繰越金の中にこういった額を含めて五億円ほど計上はいたしておりますけれども、繰越金を執行という形で予算の中には入れていないと。これはほかの繰越しも含めてございますもんで、その点、言葉足らずで申しわけなかったと思えますけれども、定額給付金に関してはほとんどが支出されておると。未収入特定財源の中にございます、それ以外でいきますと土木費の関係ですね。こういったところで七千万円ほど、それから災害復旧で一億三千万円ほど、これらの金額はまだ二十一年度で入ってきていないということでございます。

議長（衣斐弘修君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これをもって質疑を終結いたします。

これをもって報告を終わります。

日程第三 議第四十一号 垂井町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について

議第四十二号 垂井町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

議第四十三号 垂井町職員の給与に関する条例の一部改正について

議第四十四号 垂井町下水道条例の一部改正について

議第四十六号 平成二十一年度垂井町一般会計補正予算（第二号）

議第四十七号 平成二十一年度垂井町国民健康保険特別会計補正予算（第一号）

議第四十八号 平成二十一年度垂井町後期高齢者医療特別会計補正予算（第一号）

議長（衣斐弘修君） 日程第三、議第四十一号垂井町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についてから議第四十四号垂井町下水道条例の一部改正についてまで、議第四十六号平成二十一年度垂井町一般会計補正予算（第二号）から議第四十八号平成二十一年度垂井町後期高齢者医療特別会計補正予算（第一号）までを一括議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

議長（衣斐弘修君） 町長中川満也君。

〔町長中川満也君登壇〕

町長（中川満也君） それでは、議第四十一号から議第四十四号まで及び議第四十六号から議第四十八号まで、一括して提案理由を御説明申し上げます。

議第四十一号垂井町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正につきましては、国に準じて、職員の勤務時間を一日七時間四十五分、一週三十八時間四十五分に改正するものであります。議第四十二号垂井町職員の育児休業等に関する条例の一部改正につきましては、垂井町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

議第四十三号垂井町職員の給与に関する条例の一部改正につきましては、議第四十二号と同じく、垂井町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

議第四十四号垂井町下水道条例の一部改正につきましては、下水道法の一部を改正する法律及び下水道法施行令の一部を改正する政令が施行されたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

議第四十六号平成二十一年度垂井町一般会計補正予算（第二号）につきましては、今回の補正は百二十八万四千円の追加で、予算総額は八十一億六千四百二十二万円となります。

補正いたしますものは、民生費では、国民年金システム改修に係ります委託料と後期高齢者医療特別会計への繰出金の増額措置をいたしました。

教育費では、児童・生徒の体力向上実践プラン事業に係ります小学校費の報償費と需用費の増額措置をお願いするものであります。

す。

財源につきましては国・県支出金及び繰越金により収支の均衡を図った次第であります。

続きまして、議第四十七号平成二十一年度垂井町国民健康保険特別会計補正予算（第一号）につきましては、今回の補正は六十五万一千円の追加で、予算総額は二十六億五千六十五万一千円となります。補正いたしますものは、高額療養費支給管理システム改修に係ります委託料の増額措置をいたしました。

財源につきましては、繰越金により収支の均衡を図った次第であります。

議第四十八号平成二十一年度垂井町後期高齢者医療特別会計補正予算（第一号）につきましては、今回の補正は九十二万四千円の追加で、予算総額は二億六千九百九十二万四千円となります。補正いたしますものは、役務費の増額措置をいたしました。財源につきましては、繰入金により収支の均衡を図った次第であります。

細部につきましてはそれぞれ担当課長に補足説明をいたさせますので、十分御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

議長（衣斐弘修君） 総務課長若山隆史君。

〔総務課長若山隆史君登壇〕

総務課長（若山隆史君） ただいま上程されました議第四十一号垂井町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正並びに、議第四十二号垂井町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について、及び議第四十三号垂井町職員の給与に関する条例の一部

改正については、いずれも平成二十年度の人事院勧告によります一日当たりの勤務時間を「八時間」から「七時間四十五分」に十五分間短縮することによる所要の改正でございます。

前後いたしました。が、さきの臨時会におきまして、平成二十一年度六月期の期末・勤勉手当等の支給割合を暫定的に減じる条例改正の議決をいただきましたところですが、勤務時間の短縮につきましては単位時間当たりの給与額が増となるものであり、行政サービスを維持しつつ、行政コストの増加を招かないことを基本にということ、公務能率の一層の向上に努める必要が生じるもので、全国の各自治体の動向の見きわめや内部調整に時間を要し、このたび提案をさせていただくに至ったものでございます。

それでは議第四十一号から改正の本文の説明をさせていただきますが、お手元に新旧対照表が配付されておりますので、御参照いただきたいと思います。

垂井町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を次のように改正するということで、第二条第一項中、これは一週間の勤務時間でございます。「四十時間」を「三十八時間四十五分」に改めるもので、同条第三項中、こちらは再任用短時間勤務職員の規定でございます。「十六時間 二日間分です から三十二時間 二時間 これは四日分です まで」を「十五時間三十分から三十一時間まで」に改める。

また、同条第四項中とありますのは育児休業に係る任期つき短時間勤務職員の規定でございますが、四日分「三十二時間」を「三十一時間」に改めるもので、第三条第二項中とありますのは週休日及び勤務時間の割り振りでございます。これを「八時間」

を「七時間四十五分」に改めるものとございます。

附則といたしまして、平成二十一年七月一日から施行するものとございます。

続きまして議第四十二号でございます。垂井町職員の育児休業等に関する条例の一部を次のように改正すること、第十二条第一号及び第二号中とありますのは、育児短時間勤務の形態別の勤務時間を定めたものとございます。こちら、「二十時間、二十四時間又は二十五時間」を「十九時間二十五分、十九時間三十五分、二十三時間十五分又は二十四時間三十五分」に改めるものとございます。

附則といたしまして、この条例は平成二十一年七月一日から施行するものとございます。

続きまして議第四十三号でございます。垂井町職員の給与に関する条例の一部を次のように改正すること、第十四条第一項中とありますのは時間外勤務手当の規定でございます。正規の勤務時間を超えて勤務した時間に対して、百分の百二十五から百分の百五十の範囲で支給するという条項でございますが、この中の「及び任期付短時間勤務職員」を削ります。それから「八時間」を「七時間四十五分」に改めさせていただきます。

同条第一号中でございます。「第三項」を「次項」に字句訂正をさせていただきます。

同条二項を削らせていただきます。

同条第三項中「再任用短時間勤務職員」の下に「及び任期付短時間勤務職員」を加えさせていただきます。「八時間」を「七時間四十五分」に、「第一項」を「前項」に改めさせていただきます。

同項を同条第二項とし、同条の次に次の一項を加えるということで、こちらは、旧の条例でございますが、そちらの三項を二項に繰り上げをさせていただいて、もとの二項を、重複する部分を削除して整文化をさせていただきます。

三項ですが、前二項の規定にかかわらずということで、勤務時間条例第五条の規定により これは週休日の振りかえ等でございます あらかじめ同条例第三条第二項または第四条

これは週休日及び勤務時間の割り振りということでございます。により割り振られた一週間の正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた職員には、割り振り変更前の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務一時間につき、第十七条に規定する勤務一時間当たりの給与額に百分の二十五から百分の五十までの範囲内で町の規則で定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給するものとございます。

附則といたしまして、平成二十一年七月一日からこの条例を施行させていただきます。

以上、条例関係を終わります。次に、議第四十六号平成二十一年度垂井町一般会計補正予算（第二号）でございます。

こちら、表紙をこらんにいただきたいと思えます。歳入歳出予算の補正ということで、第一条には、歳入歳出それぞれ百二十八万四千円を追加させていただきます。したがって、総額は歳入歳出それぞれ八十一億六千四百二十二万円とするものとございます。

なお、款項の区分及び当該区分ごとの金額及び補正後の歳入歳出予算の金額は、次の一ページでございますけれども、「第一表

歳入歳出予算補正」によるということでございます。

それでは中身に入らせていただきます。

一番最後の六ページ、歳出から説明をさせていただきます。

款三民生費、項一社会福祉費、目一社会福祉総務費、こちらは補正前の額は二億五百七十二万七千円でございます。補正額二十一万円をお願いするものでございます。こちらにつきましては国民年金システム改修委託料ということで、従前も社会保険事務所の方へ本人さんも含めて所得情報等の提供をいたしてまいったところでございますけれども、新たに扶養親族等の情報提供の依頼がございました。こちらは、低所得関係で国民年金納付が難儀されている方に対する免除をターンアラウンド方式で取り扱われるというようなシステムを構築されるに当たって必要となる情報提供でございます。それに伴いますシステム改修費でございます。全額、国庫支出金裏打ちでございます。

次に、目十二後期高齢者医療費でございます。九十二万四千円の補正をお願いするものでございますが、後期高齢者医療特別会計への繰入金でございます。事務費を負担するための九十二万四千円でございます。

次に、款十教育費、項二小学校費、目一学校管理費でございます。十五万円の補正をお願いするものでございまして、こちらは、昨今、垂井町内の児童・生徒の体力低下が懸念されている現状でございます。これを踏まえまして、児童・生徒の体力向上に向けての実践プラン事業を実施するものでございます。モデル実践校を指定いたしまして、教科体育以外の時間を活用しての取り組みを行うものでございます。節八報償費一万円、講師謝礼でござい

ます。節十一需用費十四万円、消耗品ということで、運動用具等の購入でございます。こちらも県支出金十五万円をあてがうものでございます。

続きまして歳入でございます。前のページ、五ページを見ていただきたいと思っております。

款十三国庫支出金、項三委託金、目二民生費委託金でございます。補正前の額三百二十万円、補正額二十一万円、計三百四十一万円ということで、こちらは節一社会福祉委託金ということで、国民年金事務費交付金でございます。システム改修費にあてがうものでございます。

次に、款十四県支出金、項三委託金、目九教育費委託金でございます。補正前の額四十万円に対しまして補正額十五万円、補正後は五十五万円ということで、節一教育費委託金で十五万円を計上し、こちらは児童・生徒の体力向上実践プラン事業委託金ということで、全額裏打ちするものでございます。

次に、款十八繰越金、項一繰越金、目一繰越金でございます。収支の均衡を図るための繰越金、九十二万四千円を前年度繰越金で見込むものでございます。節一繰越金九十二万四千円という形でございます。

次に、もう一つ戻っていただきまして、三ページには歳入歳出補正予算の事項別明細書の総括が、三ページ歳入、四ページ歳出と調製をいたしておりますのでお目通しをいただきたいと思います。

以上、総務課所管の補正説明とさせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

議長（衣斐弘修君） 下水道課長小林徹雄君。

〔下水道課長小林徹雄君登壇〕

下水道課長（小林徹雄君） 下水道課の方から、所管しております議第四十四号垂井町下水道条例の一部改正につきまして補足説明をさせていただきます。

なお、事務局の方から新旧対照表を用意させていただいております。五ページでございます。ごらんいただきたいと思っております。

今回の改正につきましては、提案説明でもありましたように上位法、下水道法、そして下水道法施行令の改正によりまして、垂井町の条例等を改正するものでございます。

それでは条例の本文に入らせていただきます。

本条例第二十八条中、除害施設の設置を義務づけられている根拠規定の条文の繰り上げ移動をさせていただきたいということでございます。

また、同条例の第一項第二十九号中、排水基準の強化によりまして基準値の変更であります。

附則といたしまして、公布の日から施行するという旨の規定でございます。

よろしく御審議のほど、お願いいたします。

議長（衣斐弘修君） 住民課長永澤幸男君。

〔住民課長永澤幸男君登壇〕

住民課長（永澤幸男君） それでは私の方からは、住民課所管に係ります二つの特別会計の補正予算につきまして補足説明をさせていただきます。

初めに、議第四十七号平成二十一年度垂井町国民健康保険特別

会計補正予算（第一号）でございます。

第一条でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ六十五万一千円を追加させていただきまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ二十六億五千六十五万一千円の予算額にするものでございます。

それでは細部につきまして御説明をさせていただきますが、歳出、六ページをごらんいただきたいと存じます。

款一総務費、項一総務管理費、目一一般管理費、委託料六十五万一千円の増額補正をお願いするものでございますが、これにつきましては、説明欄にも記載してございますように、高額療養費支給管理システム改修につきまして委託料の増額をお願いするものでございますが、この高額療養費支給対象者及び支給額等の抽出につきましては、岐阜県国民健康保険団体連合会の方に審査支払給付事務等と同じように共同処理といたしまして委託しておるところでございます。この一月診療分から、いわゆるこの三月請求分からでございますが、レセプト等が電子化されたことによりまして当連合会の電算システムも改修がなされたわけでございます。これによりまして、平成二十一年三月提供分、先ほど申しましたように一月診療分からでございますが、三月提供分より従来の電子データでは自庁のシステムに取り組むことができないことが判明をいたしました。現在、手入力をしているところでございますが、国民健康保険団体連合会とも協議をいたしまして、今後の事務の合理化と費用対効果を考慮し、本町の高額療養費支給管理システムを改修することが適切であるというような判断をさせていただきます。そういったことで委託料六十五万一千円をお願い

するものでございます。

続きまして歳入でございますが、こちらにつきましては、款十繰越金、項一繰越金、目一繰越金、節一繰越金でございますが、こちらにつきましては、高額療養費支給管理システムの改修委託料の財源及び特別会計の収支の均衡を図るために六十五万一千円の補正をお願いするものでございます。

続きまして、議第四十八号平成二十一年度垂井町後期高齢者医療特別会計補正予算（第一号）につきまして補足説明をさせていただきます。

議案の第一条でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ九十二万四千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ二億六千九百九十二万四千円とするものでございます。

それでは細部につきまして御説明申し上げます。

六ページの歳出をござらんいたしたいと存じます。

款一総務費、項一総務管理費、目一一般管理費、節十二役務費、通信運搬費につきまして九十二万四千円の増額補正をお願いするものでございます。

御存じのように、岐阜県後期高齢者医療広域連合会におきまして、この後期高齢者医療制度の運営をなされておるところでございます。この制度もこととして二年目を迎えるに至ったわけでございます。被保険者証の更新が毎年行われまして、八月一日に一斉更新される予定でございますが、更新に伴います被保険者証の引き渡し事務につきましては、制度上、市町村の事務となっておりますところでございますが、後期高齢者医療制度につきましてはまだまだ若干不透明な部分がございます。三月の担当者会議にお

きましてこの被保険者証の引き渡しに係ります経費、いわゆる郵送料につきましては市町村で負担するようというような内容が示されたところでございまして、こちらは郵送料でございますが九十二万四千円、人数分といたしまして三千三百人分の簡易書留、こちらの予算計上をお願いするものでございます。

続きまして歳入でございますが、五ページでございます。

款四繰入金、項一一般会計繰入金、目一事務費繰入金、節一事務費繰入金でございますが、こちらにつきましては、特別会計の今の補正の財源、それと特別会計の収支の均衡を図るために九十二万四千円の補正をお願いするものでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。御審議、よろしく御いしたいと存じます。

議長（衣斐弘修君） お諮りいたします。

ただいま議題となっております各議案は、精読のため審議を延期することといたしたいが、これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、議第四十一号から議第四十四号まで、議第四十六号から議第四十八号までの各議案は、精読のため審議を延期することに決定しました。

日程第四 議第四十五号 平成二十年度垂井町水道事業会計決算

認定について

議長（衣斐弘修君） 日程第四、議第四十五号平成二十年度垂井町水道事業会計決算認定についてを議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。町長中川満也君。

〔町長中川満也君登壇〕

町長（中川満也君） 議第四十五号平成二十年度垂井町水道事業会計決算認定について、提案理由を御説明申し上げます。

地方公営企業法第三十条第四項の規定により、平成二十年度垂井町水道事業会計決算を監査委員の審査意見をつけて議会の認定に付するものであります。

細部につきましては水道課長に補足説明をいたさせますので、十分御審議の上、認定賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

議長（衣斐弘修君） 水道課長古山則雄君。

〔水道課長古山則雄君登壇〕

水道課長（古山則雄君） 議第四十五号平成二十年度垂井町水道事業会計決算認定について説明させていただきます。

決算書の十一ページの水道事業報告書をこらいいただきたいというふうに思います。

平成二十年度垂井町水道事業につきましては、安全な水の安定供給に努めながら、住民の生活環境を重視し、効率的な経営に努めてきたところであります。

当年度における事業経営につきましては、有収率の向上、費用の抑制並びに経営の健全合理化に努めるとともに、最小の費用で最大の効果を目標に努めてきたところであります。第六次変更事業に伴う第二水源地及び取水施設並びに配水池などの供用開始に伴い、減価償却費などが増加しました。その結果、六千六百七十三万八千七百九十四円の純損失を計上するに至りました。

今後の経営に対しましては、社会様式の変化や節水意識の高揚などによる需要量の伸び悩む中、経済的かつ安全性に富んだ水道の供給を基本方針とし、限られた財源の有効活用を図りながら、住民ニーズに対応するため、第六次変更事業の早期完了を図るなど、災害に強い水道システムの構築に取り組んでいきたいと考えております。

収益的収支の状況における総配水の状況は、給水戸数八千三百二十一戸で、前年度に比べて百七戸の増でありましたが、総配水量では三百六十六万八千六百二十五立方メートルで、前年度に比べ三十二万二千四百七十八立方メートルの減となり、また総有収水量三百七十四万四千三百立方メートルで、前年度に比べ九万五千八百立方メートルの減となりました。

なお、経常収益につきましては、総額三億六百五十三万七千六百十二円で、前年度に比べ七百四十四万四千六百五十三円の減となりました。その減益となった主なものは、十六ページの事業収入に関する事項に記載させていただいておりますが、給水収益などが主な要因であります。そして、その収益の主なものとしたしましても給水収益でございます。水道料金が二億七千八百八十九万六千三百二十五円、そして分水工事など受託工事収益一千四百一十一万七千七百八十二円などであります。

一方、経常費用につきましては三億七千三百二十七万六千四百六円で、前年度に比べて七千九百三十六万六千二百二十八円の増となりました。その費用増となった主な要因は、十六ページの事業費に関する事項に記載させていただいておりますが、減価償却などが主な要因でございます。費用の主なものとしたしましては、

電気料金が三千三百七十五万二千九百七十一円、企業債の支払利息が四千七十七万五千二百九円などであります。

以上の結果、決算書三ページの平成二十年度垂井町水道事業損益計算書の下から三行目になります。当年度は純損失として六千六百七十三万八千七百九十四円となりました。前年度繰越利益剰余金三千九百五十二万二千八百七十四円を加えますと当年度未処理欠損金として二千七百二十一万五千九百二十円となり、欠損金処理につきましては六ページの欠損金処理計算書(案)にありまますように二千七百二十一万五千九百二十円を翌年度繰越欠損金として計上したところであります。

次に、十一ページに戻っていただきますと、資本的収支の税抜き状況であります。資本的収入につきましては一億四千三百二十八万二千二百四十八円で、内訳は、給水加入金五百三十一万三千円、工事負担金五百三十七万三千四百四十八円、他会計負担金一億三千二百五十九万六千円です。一方、資本的支出につきましては三億二千三百五十四万四千四百円、その内訳は、建設改良費二億六千九百八十八万三千七百九十円、企業債償還金五千三百六十五万六千三百五十四円です。

今年度の主な建設改良工事としましては、表佐、綾戸、府中地内の配水管布設工事、そして下水道事業に伴う配水管布設がえ工事を七工区に分けて施工いたしました。また、第六次変更事業における府中増圧ポンプ場更新及び配水管新設設計業務を行うとともに、上水道第一水源地更新基本設計業務を実施しました。

なお、資本的収入額が資本的支出額に不足する額一億九千三百十八万七千三百六十五円は、過年度分損益勘定留保資金一億九千

三百十八万七千三百六十五円で補てんするものであります。

以上、補足説明とさせていただきます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

議長(衣斐弘修君) これより質疑に入ります。

「「なし」と呼ぶ者あり」

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第四十五号平成二十年度垂井町水道事業会計決算認定については、総務産業建設委員会に付託することといたしたいが、これに御異議ありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり」

御異議なしと認めます。よって、本案は総務産業建設委員会に付託することに決定しました。

お諮りいたします。

本案の審議に当たっては、総務産業建設委員会に地方自治法第九十八条第一項の権限を委任することといたしたいが、これに御異議ありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり」

御異議なしと認めます。よって、総務産業建設委員会には地方自治法第九十八条第一項の権限を委任することに決定しました。

以上で本日の議事日程はすべて終了いたしましたので、本日はこれをもって散会いたします。(午前十時七分)

右会議の次第を記載し、その真正なることを証するため、ここに署名する。

平成二十一年 月 日

議長 衣斐弘修

議員 岩崎秋夫

議員 丹羽豊次